



流山市監査委員告示第9号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和6年6月6日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行





第 4 号様式

流 教 ス 第 1 2 号

令和 6 年 4 月 1 1 日

(宛先) 流山市監査委員 菅生 泰久 様

流山市監査委員 藤井 俊行 様

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 5 年 2 月 1 6 日付け、流監第 1 3 0 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和5年2月16日・流監第130号	
監査の種類別		公の施設の指定管理者監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部スポーツ振興課	意見	プールの個人利用について、流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請書を用いず利用券により処理していたものの、利用券での処理に関して例規等には定められていなかった。利用券での処理について適正性が担保されるよう例規等により規定することを検討されたい。	流山市コミュニティプラザプールの個人利用について利用料金の納付をもって使用許可とするため、流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の使用許可の申請について定めた第2条第1項に「ただし、コミュニティプラザのプールを使用する場合は、この限りではない。」とただし書きを加え、申請書の提出を省略し、使用の許可について定めた第3条に「第3項 コミュニティプラザのプールを使用する場合は、利用料金の納付をもってその使用を許可したものとみなす。」の1項を加えることにより、許可書の提出を省略することを規定した。なお、同条例施行規則の改正案は、令和6年第1回教育委員会議に議案として提出し、議決されたため、令和6年4月1日から施行した。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。